

松戸市 民間自転車駐車場 整備事業補助金制度 のご案内

～松戸市内の駅周辺に土地をお持ちで、
「土地を有効活用したい」
「駐輪場を経営したい」
という人へ～

令和7年（2025年）8月

松戸市 交通政策課

【目次】

1. 趣旨
2. 補助対象者
3. 補助要件
4. 補助対象経費
5. 補助額
6. 手続きの流れ
7. 申請者の手続きの時期
8. 提出書類
9. 開設後の届出事項
10. 補助金の返還
11. 審査に当たっての考え方（整備を促進したい駐輪場のポイント）

1. 趣旨

松戸市では、駐輪場が不足している駅周辺に民営の自転車駐車を設置する人に対して、その際の整備費の一部（最大1,000万円）を補助します。

これにより、公民連携による駐輪場の整備を促進することで、駅前の放置自転車対策を強化して行きます。

特に、買い物等を目的とした短時間の駐輪を希望する自転車利用者への対応として、短時間無料利用が可能な駐輪場の整備を積極的に進めて行きます。

2. 補助対象者

- ・地権者
- ・民間駐輪場運営事業者
- ・商店会 等

※申請時点で、租税その他の公課に滞納がないことが必要です。

※鉄道・バス関連事業者は補助対象外です。（法令により駐輪場設置の努力義務があるため）

※松戸市自転車駐車場附置義務条例の規定の適用を受けて、事業者が設置義務を果たすために、お客様用または従業員用の駐輪場を整備する場合は、補助対象外です。（百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場など）

※商店会が、各店舗の利用者のために共通の駐輪場を団体として整備する場合は、補助対象となります。

3. 補助要件

・次の要件を全て満たす駐輪場が対象です。

(1) 松戸市内に、民営の駐輪場を新設または増設等を行うこと。

(2) 一般公共の用に供される駐輪場であること。

(3) 公共交通機関の乗降場所からの距離が

・次のいずれかの地域に整備するものであって、かつその地域が、市長が駐輪場の整備が必要と認める箇所であること。

○駅から 300m以内

○バス停から 200m以内

※駐輪場の整備を希望する地域が次の対象区域でない場合は、補助対象外となることがあります。

※対象区域内であった場合も、当該駅周辺の自転車等の放置状況や市営駐輪場の利用状況により、補助対象外となることがあります。

※補助対象に該当するかどうかは、必ず申請前に交通政策課へお問い合わせください。

<対象区域>

放置自転車の多い駅周辺、駐輪場の不足している駅・出口周辺

○松戸駅 東口

○北松戸駅 東口

○八柱駅 南口

○東松戸駅

(4) 施設規模

・自転車の収容台数が概ね **10 台以上** であること。

(総排気量 50cc 以下の原動機付自転車 (以下「原付」とします。)、125cc 以下の普通自動二輪車 (以下「125cc 以下の普二」とします。) については、1 台を自転車 1.5 台として換算します。)

<1 台当たりのスペースの目安>

○自転車 : 長さ 160cm × 幅 40cm

○原付、125cc 以下の普二 : 長さ 200cm × 幅 80cm

(5) 運営期間

・補助を受けて開設した後、別表 3 に定める期間以上運営されること。

別表3

駐車場の構造	期 間
平置式	5 年
立体自走式	7 年
立体機械式	10 年

<駐輪場の構造の例>

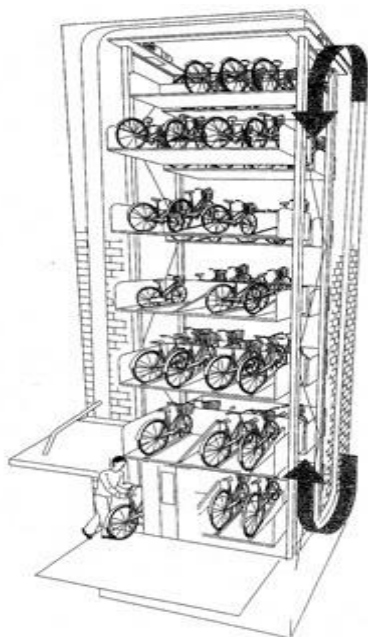
・平置式



・立体自走式



・立体機械式



○この制度において、立体機械式駐輪場とは、2層以上のもので、機械収納方式のものを指すこととします。

<立体機械式駐輪場に該当しないものの例>

○出入口にゲート装置等を設置した立体構造の駐輪場であっても、駐輪場内を利用者が自ら自転車を押して歩いて（＝自走して）駐輪する必要がある構造の場合には、立体機械式駐輪場には該当しません。

⇒ この場合は、立体自走式駐輪場として補助対象となります。

○駐輪場内に精算機と自転車駐輪用ラックを設置して、利用台数の管理を行う

装置を利用する立体構造の駐輪場であっても、同様に駐輪場内を利用者が自ら自走して駐輪する必要がある構造の場合には、立体機械式駐輪場には該当しません。⇒この場合は、立体自走式駐輪場として補助対象となります。

(6) 短時間無料対応機器

・この機器を使用して整備する場合は、1回の利用につき2時間以上無料で利用させることができるものであること。

※この機器を使用せずに整備することも可能です。

4. 補助対象経費

(1)調査・設計費	(2)建築工事費	(3)土木工事費	(4)機械設置費
-----------	----------	----------	----------

※駐輪場用地取得費、既存建物解体費は対象外です。

<補助対象経費の例>

平置式 ： 外周フェンス、場内の塗装、屋根、照明灯、駐車機器（ラック）などの経費

立体自走式	： 建物本体（駐輪場部分のみ）、駐車機器その他駐輪場に直接必要とする経費
立体機械式	： ※立体自走式に同じ。

5. 補助額

・次の計算により算出して、駐輪場設置費の一部を補助します。

(1) 別表 1 及び 2 により、基準額を算出。
(2) 次の①、②をそれぞれ計算する。
①基準額 × 台数割合 × 1/3 →台数割合＝短時間無料機器を使用しないで駐輪する台数÷総収容台数
②基準額 × 台数割合 × 1/2 →台数割合＝短時間無料機器を使用して駐輪する台数÷総収容台数
(3) ①、②を合算して、補助額を算出。

・実際の補助額は、別紙「**補助金額試算表**」に必要事項を入力して算出してください。上限は 1,000 万円です。

別表 1

駐車場の構造	1 台当たりの整備費の基準単価
平置式	5 万円
立体自走式	10 万円
立体機械式	25 万円

別表 2

整備区分	基準額
新設又は増設	総事業費又は別表 1 に定める 1 台当たりの整備費の基準単価に収容台数を乗じて得た額のいずれか少ない額

<補助額の計算例>

- ・平置式
- ・設置台数 10 台
 - うち 短時間無料機器を使用して駐輪する台数 5 台
 - 短時間無料機器を使用しないで駐輪する台数 5 台
- ・総事業費（建設費（実経費分）） 100 万円で新設の場合

額	① 基準額 = 総事業費と基準単価算出額を比較して、いずれか低い方の額 → 基準単価算出額 = 10 台 × 5 万円 = 50 万円 → 100 万円 > 50 万円 → 基準額 = 50 万円
数	② 基準額 × 台数割合 × 1/3 → 台数割合 = 短時間無料機器を使用しないで駐輪する台数 ÷ 総収容台数 = 5 台 ÷ 10 台 = 50% → 50 万円 × 50% × 1/3 = 83,333 円 (1 円未満端数切り捨て)
数	③ 基準額 × 台数割合 × 1/2 → 台数割合 = 短時間無料機器を使用して駐輪する台数 ÷ 総収容台数 = 5 台 ÷ 10 台 = 50% → 50 万円 × 50% × 1/2 = 12,500 円 (1 円未満端数切り捨て)
	④ 補助額 = ② + ③ = 83,333 円 + 12,500 円 = 208,000 円 (千円未満端数切り捨て)

6. 手続きの流れ

・補助金の交付には審査があります。

・対象となる駐輪場の設置位置や料金体系、周辺の放置自転車の発生状況や駐輪場の利用状況等を確認し、交付決定の判断を行います。

※審査の結果、条件を満たしていない場合や不適当な場合には、補助金は交付できませんので、ご注意ください。

- (1) 事前協議 (第 1 号様式)
- (2) 内容確認
- (3) 協議済通知書の送付 (第 2 号様式)
- (4) 交付申請 (第 3 号様式、他申請書類一式)
(工事着工の 30 日前までにご提出ください。)
- (5) 受付・申請内容審査
- (6) 交付決定通知 (第 5 号様式)
- (7) 工事着工
- (8) 竣工
- (9) 整備事業実績報告 (工事完了後：第 6 号様式、他報告書類一式)
- (10) 受付・報告内容審査

(11) 補助金額の確定通知（第7号様式）

(12) 補助金の交付請求（第8号様式）

(13) 補助金の交付

※□は申請者が行うものです。

※「手続きの流れ（フローチャート）」も併せてご確認ください。

7. 申請者の手続きの時期

・申請は、次の表に沿って受け付けます。

・下表の手順の番号は「7. 手続きの流れ」の番号に対応しています。

手順	内容	9月補正予算	3月補正予算	年度当初予算
1	事前協議書の提出期限	6月中旬	12月下旬	9月中旬
4	交付申請	10月以降	翌年3月初旬	翌年4月以降
7	（交付決定通知後） 工事着工	10月以降	翌年3月上旬	翌年4月以降
8	竣工の期限	翌年3月末	翌年3月末	翌々年3月末
9	実績報告の期限	翌年3月末	翌年3月末	翌々年3月末
12	（補助金額の確定通知後） 補助金の交付請求	左記通知後、速やかに		

8. 提出書類（交付申請）

- (1) 申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 設計書（関係図面一式）
- (4) 工事見積書
- (5) 建築確認書の写し（建築確認の必要な場合のみ）
- (6) 敷地等の権利を有していることを証明する書類
 - ・土地登記簿謄本
 - ・（借地の場合）賃貸借契約書の写し
 - ・（同上）土地所有者の駐輪場施設に関わる承諾書
- (7) 納税証明書
- (8) 協議済み通知書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

9. 開設後の届出事項

・次の場合に該当するときは、届出が必要です。

- | |
|---|
| <p>(1) 補助金の交付を受けて駐輪場を設置した者の住所、事務所等の所在地を
変
更したとき。</p> <p>(2) 駐輪場の名称、経営者の変更があったとき。</p> <p>(3) 駐輪場が整備されている土地の所有者の変更があったとき。</p> <p>(4) 駐輪場が整備されている土地の賃貸借契約の内容の変更があったとき、
そ
の他当該土地を利用する権利の内容に変更があったとき。</p> <p>(5) 駐車場の収容台数、短時間無料対応機器により駐輪する収容台数、また
は
利用料金を変更したとき。</p> |
|---|

10. 補助金の返還

・補助金の交付を受けてから、次の場合に該当することになったときは、駐輪場の構造や運営期間（駐輪場の開設日から補助金の返還の事由が生じた日まで）に応じて、補助金の全部または一部の返還を求める場合があります。

- | |
|--|
| <p>(1) 別表3に定める運営継続が必要な期間を満了する前に、駐輪場を廃止する
とき。</p> <p>(2) 駐輪場の収容台数が減少したとき。</p> <p>(3) 駐輪場の収容台数のうち、短時間無料対応機器により駐車する収容台数
が
減少したとき。</p> |
|--|

11. 審査に当たっての考え方（整備を促進したい駐輪場のポイント）

- | |
|--|
| <p>（１）安全性の高い民間駐輪場</p> <p>① 駐輪場への安全な動線確保（立地条件、歩行者等の安全確保）</p> <p>② 利用者等への安全の確保（構造、設備）</p> |
| <p>（２）適切な駐輪場の運営・維持管理</p> <p>① 緊急時や不正駐輪の対応（警備体制、サポート体制、入口ゲート等の設置等）</p> <p>② 利便性の向上（屋根の有無、IC カード対応等）</p> <p>③ 継続的な運営能力（料金体系、運営計画）</p> |

※民営駐輪場の設置に補助金の活用をご検討される場合は、必ず申請前に交通政策課へお問い合わせください。

<担当>

松戸市役所 街づくり部 交通政策課 自転車対策班

電話 : 047-366-7439

FAX : 047-704-4590

E-mail : mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp